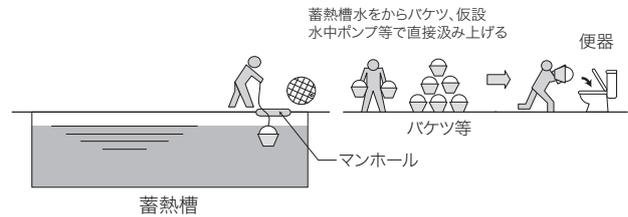


蓄熱槽が有する防災機能 (1/2)

■災害時の蓄熱槽水活用手法

蓄熱槽を有する建物では、大規模災害等による電力・ガス・上水などのライフラインの途絶時に槽内の水や氷を非常時優先業務等に必要な生活用水として、また、消防用水として利用可能である。

手作業による活用方法



◆生活用水利用

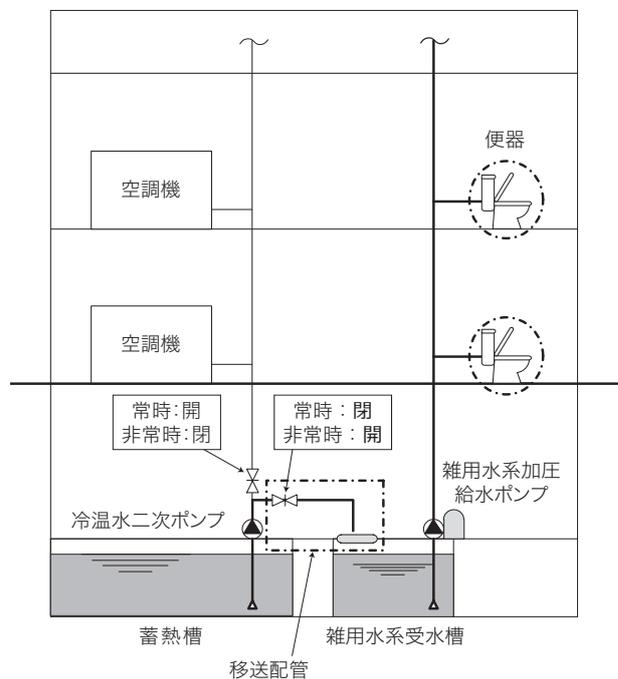
バケツ等で槽から水を汲み上げることで、特別な設備を用いず、雑用水やトイレ洗浄水に利用可能である。(この場合、槽への転落防止策を実施すること。)

また、建物に雑用水（中水）系統があり、非常用発電機により給水ポンプ動力が得られる場合、冷温水管から雑用水受水槽への移送配管を設けておくことで、蓄熱槽水を雑用水受水槽に既設冷温水ポンプで移送し、通常の雑用水同様に使用可能となる。建物に雑用水（中水）系統がない場合でも、専用の雑用水系統（加圧給水ポンプ、配管）を設置することで、蓄熱槽水を限定したエリアに専用水栓にて供給できる。

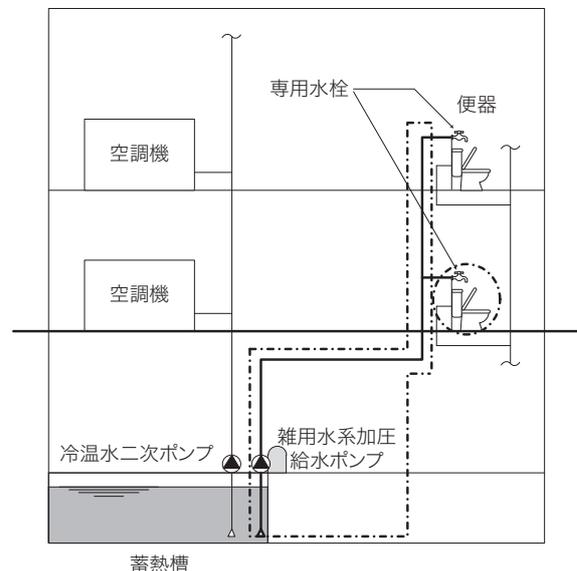
なお、蓄熱槽水はろ過装置、滅菌装置の設置で、手洗いにも使用できる水質となるが、飲用は避けるべきと判断されている。

専用設備設置による活用方法

①雑用水（中水）利用建物の場合



②雑用水（中水）利用建物でない場合



◆消防用水利用

1995年1月に東京都墨田区で発生した火災では、消防用水利指定を受けていた信用金庫の蓄熱槽の水が実際の消火活動で活用された。

1997年には消防庁から「空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取扱いについて」が各自治体に通知され、基準を満たす場合、消防用水として取り扱うことが可能となっている。